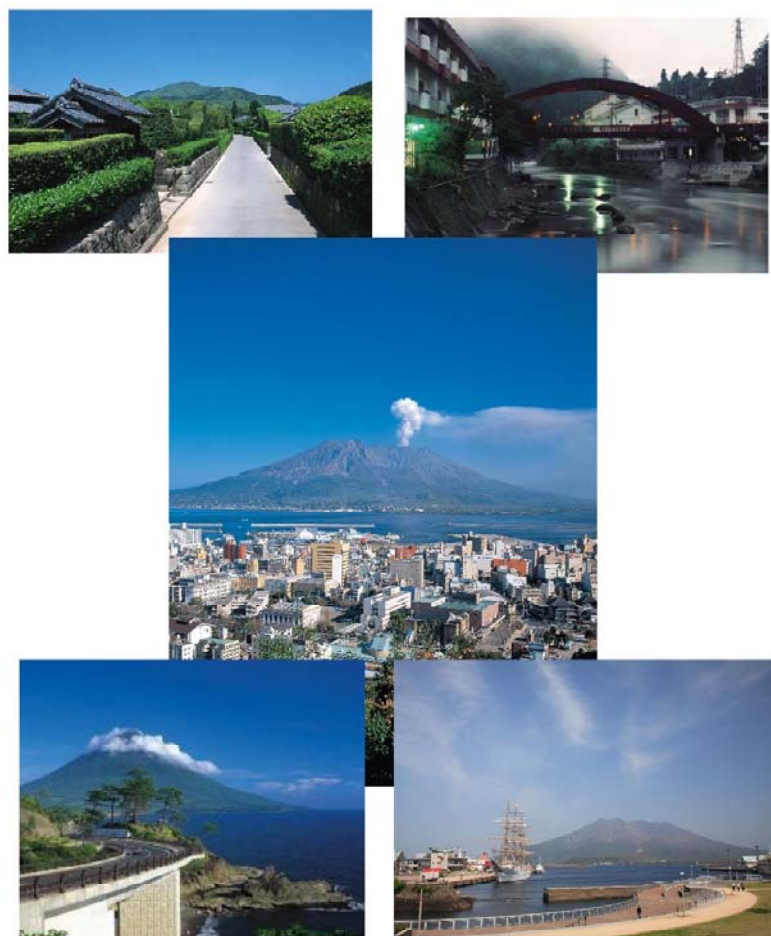


鹿児島県 公共事業景観形成基準



平成20年5月



鹿児島県

<目次>

第1	目的	1
第2	適用の範囲等	2
第3	公共事業における良好な景観の形成の目標	3
第4	公共事業の実施における基本姿勢	4
第5	公共事業の実施における基本事項	5
第6	公共事業の実施における共通基準	8
第7	公共事業の実施における個別基準	9
第8	公共事業の景観検討	14
	その他参考資料	15

第1 目 的

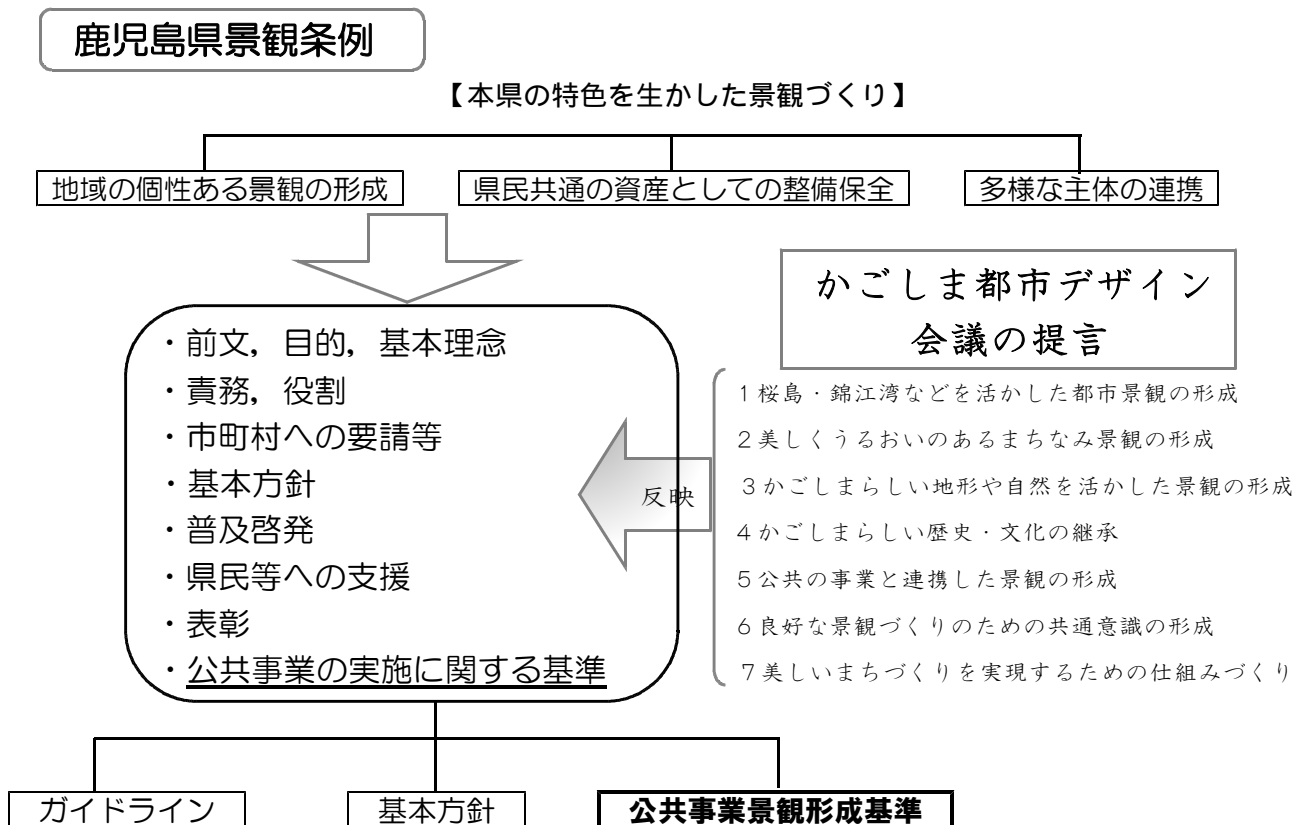
本県は、南北約600キロメートルに及ぶ広大な県土に、桜島や錦江湾、霧島、指宿、佐多岬、屋久島、奄美などの雄大で美しい自然や、知覧・出水等の武家屋敷群などに見られる地域固有の歴史・文化・人々の暮らし等が織りなす多彩で豊かな自然環境や歴史的なまちなみなど、多くの良好な景観に恵まれている。

本県では地域の個性ある景観の形成、県民共通の資産としての整備・保全、多様な主体の連携を柱に「鹿児島県景観条例」(平成19年12月)を制定し、また、30年、50年先の将来に向けた鹿児島県の都市地域における景観のあり方について、かごしま都市デザイン会議から7つの提言を受け、良好な景観の形成に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図ることとした。

公共事業は、事業規模が大きく、美しく風格のある県土の形成と潤いのある豊かな生活環境の創造に大きな影響を与えることから、事業実施に当たり景観への配慮など景観形成への積極的な取組が求められている。

これまでも本県では、公共事業の実施に当たっては、事業位置や事業規模を勘案の上、関係法令や各種景観形成ガイドラインに基づき、景観や環境に配慮した事業実施に努めてきたところである。

「鹿児島県公共事業景観形成基準」(以下「基準」という。)は、鹿児島県景観条例第11条の規定に基づき、公共事業を実施するに当たっての基本的方向性を定めるものである。



第2 適用の範囲等

1 対象事業

この基準は、県が実施する全ての公共事業（公共建築物の整備を含む。）について適用する。

本基準の対象事業は、「重点検討事業」と「一般検討事業」の景観検討区分に分類し、事業内容に応じ、地域の景観形成に与える影響等を勘案し、適切な運用に努めるものとする。

「重点検討事業」は、下記の表に示す法令及び条例等に基づく規制の対象地域等の中で実施する事業とする。また、下記の対象地域以外であっても、事業実施により景観に大きな影響を与えるおそれがあると事業者が判断する事業とする。

根拠法等	対象地域等
景観法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 景観計画区域（景観重要公共施設や景観重要建造物等に係る場合） ・ 景観地区 ・ 準景観地区 ・ 地区計画等の区域（景観法に基づく地区計画等形態意匠条例等が定められたものに限る。） （上記は指定が予定・準備されている場合を含む。）
都市計画法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高度地区 ・ 景観地区 ・ 風致地区 ・ 地区計画の区域（地区整備計画に形態・意匠等が定められたものに限る。） （上記は指定が予定・準備されている場合を含む。）
自然公園法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自然公園（国立公園，国定公園，都道府県立自然公園）内の特別地域
文化財保護法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 伝統的建造物群保存地区 ・ 重要文化的景観
景観条例	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地方公共団体の条例により定められた指定地区（景観計画区域で景観形成重点地区等の特に景観に配慮すべき地区）
世界遺産条約	<ul style="list-style-type: none"> ・ 世界遺産

「一般検討事業」は、重点検討事業対象以外の事業とする。

2 適用の除外

災害復旧事業など緊急を要する事業，地下構造物等事業による周辺への景観上の影響がないか極めて小さい事業及び維持補修業務などの小規模な事業は，本基準の適用を除外することができるものとする。

なお，除外事業であってもできる限り景観に配慮した事業の実施に努めるものとする。

3 適用の時期

既に設計が完了し，施工段階等にある事業については，その状況に応じて可能な限り対応を行うものとする。

なお，「その状況に応じて可能な限り」とは，設計，用地等の手戻りが生じない場合や，予定している期間内に事業の完了が見込める場合とする。

4 他事業者への要請

県は，国，市町村等が実施する公共事業について，本基準に配慮するよう，必要に応じ，要請するものとする。

第3 公共事業における良好な景観の形成の目標

公共施設は，地域の良好な景観形成を先導する役割を担っており，都市・農山漁村地域それぞれの特色を生かし，調和のとれた，また，空間的な広がりのある「かごしまらしい景観」の形成を図り，県民を挙げて景観形成に取り組み，美しく風格のあるかごしまを創造することを目標とする。

景観法の対象地域のイメージ



第4 公共事業の実施における基本姿勢

良好な景観形成の目標の実現に向け、次の基本姿勢により公共事業を実施する。

1 地域の良好な景観の形成についての認識の共有に努める。

鹿児島県景観条例において、「良好な景観は地域の自然、歴史、文化等と人々の生活、経済活動等との調和により形成され、地域の固有の特性と密接に関連するものである」と位置付けているように、良好な景観を形成するためには、地域の固有の特性を踏まえ、共通の認識のもとに進めることが重要であると考えます。

このため、公共事業の実施に当たっては、構想、計画・設計段階において、地域特性を踏まえた上で、官民双方が良好な景観の形成についての認識の共有化を図るとともに、施工・維持管理段階へと継承されるように努めることが重要である。

2 公共事業における景観形成の検証や事業担当者の知識の研さん等に努め、より質の高い公共施設の整備に努める。

公共事業の実施に当たっては、華美な装飾をすることではなく、地域特性等に配慮した施設整備を行う必要がある。

公共事業を実施する者は、景観に対する意識・知識・経験を高めるとともに、景観に配慮する視点を常に持ち続けることが重要である。また、事業を行う過程で検証を行い、次に行う事業に生かすなど、常により質の高い公共施設の整備に努める。

3 地域住民の景観形成への意識を高めるとともに、民間の建築活動等をよりよい方向に誘導するなど、良好な公共空間の形成に努める。

地域の良好な景観の形成は、景観に配慮した公共施設を整備するだけでなく、景観を構成する他の要素が重要である。

このため、公共事業を通して、地域の景観形成の主体である市町村と連携し、地域住民の意識を高め、官民協働による良好な景観の形成に努める。

また、民間の建築活動等を誘導するように、景観に配慮した質の高い公共施設の整備に努める。

第5 公共事業の実施における基本的事項

良好な景観の形成に配慮した公共事業の推進を図るため、次の基本的な事項に留意して事業を実施する。

1 地域特性に配慮した、公共事業の実施に努める。

良好な景観は、地域の自然、歴史、文化等と人々の生活、経済活動等との調和により形成されるものであり、公共事業の実施に当たっては、次の視点に留意して取り組む。

地域の風土、歴史、文化及び生活の営みの把握と継承

地域の風土、歴史、文化及び生活の営みは景観と深く関わっており、地域固有の景観特性を形成する要素である。

このため、これらの要素を十分に把握し、継承することが重要である。

地域特性の表現

公共施設は、地域の景観形成を図る上で、ランドデザインを支える役割が期待される。

このため、公共施設の整備においては、地域の風土、歴史、文化及び生活の営みとの調和と活用の観点から、形態又は色彩その他の意匠を十分に吟味し、地域特性に配慮することが重要である。

2 自然環境に配慮した、公共事業の実施に努める。

自然環境は、地域の景観の素地となるものであり、自然環境を適切に保全、再生することは、地域の景観の保全につながる。

このため、公共事業の実施に当たっては、次の視点に留意して取り組む。

自然環境の保全と復元

公共事業の実施に当たり、やむを得ず自然の改変を伴う場合は、その影響を最小限とし、改変した部分についても、できる限り復元するように配慮することが重要である。

自然環境との共生

自然環境と調和した公共施設を整備するためには、多様な生物からなる生態系の保全など地域の自然環境に配慮することが重要である。

3 連続性，一体性に配慮した，公共事業の実施に努める。

公共事業の実施に当たっては，官民の敷地境界や所管する事業区域など目には見えない境界線で分断されることなく，連続し，又は，一体的な整備により形成されるものである。

このため，公共事業の実施においては，次の視点に留意して取り組む。

所管や立場の違いを超えた一体的な取組

事業主体又は施設管理者など，それぞれが独自に景観形成に取り組むのではなく，対象事業とその周囲まで含め，所管や立場を超えて一体的に取り組むことが重要である。

“境界”における見え方への工夫

施設の敷地境界や官民の敷地境界等では，空間的な連続性や一体性を確保するための見え方を工夫することが重要である。

地域の良い景観の形成の取組

公共施設のみが景観に配慮しても，景観の連続性，一体性の確保はできない。

公共施設の整備を糸口とした，地域住民による自発的な景観形成活動が展開されるなど，市町村や地域住民と地域の良い景観の形成の取組が重要である。

4 機能性と使われ方に配慮した，公共事業の実施に努める。

景観に配慮した公共施設を整備することは，華美に飾ることではない。

公共施設は不特定多数の人が使うとともに，耐用年数も長い施設であることから，質の高い機能性を有する必要がある。また，使われ方に配慮した施設は，地域の人々に親しまれ，長く使用されることにより適切な維持管理につながり，良い景観の形成に資するものである。

このため，公共事業の実施に当たっては，次の視点に留意して取り組む。

機能性を意識した整備

公共施設に求められている機能について十分に認識し，誰もが使いやすいユニバーサルデザインに心がけるとともに，質の高い公共施設を整備することが重要である。

使われ方を意識した整備

公共施設は長く使用されることによって，地域住民に親しみや愛着が生まれ，施設を景観として見る認識に影響を与え，その結果として適切な維持管理にもつながる。このため，様々な人が長期にわたって使用することを意識して整備することが重要である。

5 視点場，視対象となることに配慮した，公共事業の実施に努める。

公共施設は，不特定多数の人が利用する空間であり，景観上，周囲の良好な景観を眺める場（視点場）としての役割を期待され，施設自体が周囲の環境とともに景観として眺められる対象（視対象）の一部ともなり得る。

このため，公共事業の実施に当たっては，次の視点に留意して取り組む。

視点場となる空間づくり

景勝地など周囲に良好な景観が形成されているところでは，観光等による地域の活性化にもつながることから，容易に景観が楽しめるように，視点場となる空間づくりに配慮することが重要である。

主要な視点場（眺望点）等からの見え方の工夫

展望台等景観を眺望する視点場が周囲にある場合，施設整備後に周囲の景観と調和しているかなど視点場からの見え方に配慮することが重要である。

6 経年変化に配慮した，公共事業の実施に努める。

公共施設は，整備が完了した後，長期にわたり人々に使われていく中で醸成され，地域の景観に風格をもたらすものである。

このため，公共事業の実施に当たっては，次の視点に留意して取り組む。

長期使用を想定した施設整備の工夫

公共施設の整備において使用する材料によっては，時間の経過とともに味わいを増したり，周囲の景観に馴染む効果が表れる。このような材料の選定など長期使用を想定した施設整備への工夫が重要である。

成長を見越した工夫

樹木の成長とともに景観も変化することを踏まえた適切な樹種等の選定，育成環境の整備及び維持管理が重要である。

維持管理のしやすい施設整備の工夫

公共施設の美観を保つには，日常の維持管理が必要であり，管理しにくい部分には，メンテナンスフリーの工夫が重要である。

第6 公共事業の実施における共通基準

県土の良好な景観の形成を図るため、次に掲げる共通の基準に則り、公共事業を実施する。

1 法面

法面は、現況の地形に応じた構造及び形態とし、圧迫感を軽減させるよう配慮する。

また、法面を緑化する場合は、在来樹種などを主体とした地域に適した種類を選定するとともに、既存植生の保存、活用に努め、緑化による修景など周辺の景観との調和に配慮する。

2 擁壁、護岸

擁壁は、長大とならないよう努めるものとし、やむを得ず長大となる擁壁については、形態及び意匠について工夫するとともに、周辺の景観との調和に配慮する。

護岸の構造、形態、意匠及び素材は、できる限り周辺の景観との調和や生態系に配慮するとともに、親水性の確保に努める。

3 防護柵

防護柵の構造、形態、意匠、素材及び色彩は、安全性及び維持管理に支障のない範囲内において周辺の景観との調和、地域の特性や統一性に配慮する。

4 舗装

舗装の素材、意匠及び色彩は、周辺の景観との調和や地域の特性に配慮する。

5 標識、照明施設及び公共広告物

標識及び公共広告物は、整理統合に努めるとともに、設置数や設置場所の適正化を図るなど、形態、意匠、素材及び色彩は、周辺の景観との調和、地域や沿線の統一性に配慮する。また、照明施設は夜間の景観を考慮し、光の色や強さ等について工夫する。

6 緑の保全と緑化

既存樹木については、保存、移植等による保全に努めるとともに、植栽に当たっては、自然の植物、周辺の樹木との調和、地域の特性等に配慮する。

7 占用工作物

公共用地における占用工作物の位置、形態、意匠及び色彩は、周辺の景観との調和、占用工作物相互の統一性に配慮する。

8 維持管理

公共施設の維持管理に当たっては、周辺の景観との調和に配慮するとともに、良好な景観を維持するよう、適正な管理、修繕及び補修に努める

第7 公共事業の実施における個別基準

県土の良好な景観の形成を図るため、共通基準の外、次に掲げる個別の基準に則り、公共事業を実施する。

道路

道路の整備に当たっては、全体のバランスや連続性に考慮しつつ、沿道地域の特性や快適性に配慮した景観の形成を図るなど、それぞれの地域の特性や周辺の景観との調和に配慮する。

(1) 路線の選定

- ア 地域の地形や景観資源等を十分に把握し、周辺の景観との調和に配慮する。
- イ 周辺の地形や植生等の自然の改変をできる限り抑え、周辺の景観を大きく損なわないよう工夫する。

(2) トンネル

坑口部は、周辺の地形に調和した構造及び形態とし、植栽等により修景緑化に努める。

(3) 高架橋及び歩道橋

- ア 形態、意匠及び色彩は、周辺の景観との調和に配慮する。
- イ 取付部や擁壁等については、植栽等により修景緑化に努める。

(4) 歩道及び自転車道

- ア 舗装等の形態、意匠、色彩及び素材については、周辺の景観との調和及び地域の特性に配慮する。
- イ 必要に応じ、緑化等により、潤いの場の創出に努める。

(5) 道路附属物

- ア 防護柵、照明施設、ベンチ、花壇等の形態、意匠、素材及び色彩は、周辺の景観との調和、地域の特性又は統一性に配慮する。
- イ 信号機、標識等については、交通安全上支障のない範囲内で、整理統合を図るなど、周辺の景観との調和に配慮する。

(6) 道路占用物等

電柱、電線類等については、無電柱化推進計画に基づき、電線類の地中化に努める。

(7) 道路緑化

街路樹等の道路緑化については、交通の安全性を確保しながら、沿道緑化に努めるとともに、地域の特性及び周辺の景観と調和した樹種等の選定に努める。

橋梁

橋梁は、道路、鉄道等の一部として河川、峡谷等を渡り、景観を眺める場又は眺められる対象として、地域の象徴となる可能性が高いものであるが、その整備に当たっては、安全性及び快適性に加え、それぞれの地域の特性や周辺の景観との調和に配慮する。

(1) 橋梁本体、高欄及び照明施設

橋梁の構造、形態、意匠、素材及び色彩は、周辺の景観との調和や地域の特性に配慮し、快適性を高める配置などの工夫に努める。

河川及び水路

河川や水路は、古くから地域と深い関わりを持ち、生活や文化に大きな影響を与えているが、その整備に当たっては、治水及び利水の機能を確保するとともに、水辺とのふれあいの場の確保など地域の人々が水辺に親しめるような整備に努めるほか、それぞれの地域の特性や自然環境等の保全に配慮する。

(1) 河道

周辺の景観との調和、自然環境や生態系の保全に配慮する。

(2) 堤防、高水敷等

堤防の法面及び高水敷等については、治水上支障がない範囲において緑化及び親水施設の整備に努める。

(3) 落差工、堰

構造、形態及び素材については、できる限り自然環境との調和に配慮するとともに、魚道を設けるなど、魚類等の生態系に配慮する。

ダム、えん堤等

ダム、えん堤等は、治山、砂防、治水及び利水など、重要な役割を果たしているが、大規模な構造物であることから、周辺の景観との調和に配慮する。

(1) 位置及び形式

ダム、えん堤等の位置や形式は、安全性及び機能性等を確保しつつ、できる限り周辺の景観との調和に配慮する。

(2) 周辺の緑化

ダム、えん堤等の周辺は、地形、地質等の諸条件を考慮して緑化に努める。

(3) 周辺施設

周辺施設の意匠、素材及び色彩は、周辺の景観との調和に配慮する。

急傾斜地崩壊対策施設等

急傾斜地崩壊対策施設や地すべり防止施設は、生命及び財産を守る重要な施設であるが、周辺の景観に影響を及ぼしやすいため、その整備に当たっては、防災性及び安全性等に支障のない範囲内で、周辺の景観との調和に配慮する。

(1) 構造，形態，意匠，素材及び色彩

構造，形態，意匠，素材及び色彩については、できる限り周辺の景観との調和に配慮するとともに、緑化に努める。

(2) 植生の保全

周囲の斜面の在来樹種をできる限り保全するよう努める。

港湾，漁港，海岸

港湾，漁港施設や海岸施設は、従来の物流・産業の拠点としてだけでなく、海とのふれあいの場としての機能を求められることから、その整備に当たっては、地域の主要な景観資源への眺望の確保や人々が集い憩える広場の整備に努めるほか、それぞれの地域の特性や自然環境等の保全に配慮する。

(1) 構造，形態，意匠，素材及び色彩

構造，形態，意匠，素材及び色彩については、できる限り周辺の景観との調和に配慮するとともに、緑化に努める。

(2) 親水性

湾曲して延びる海岸線の眺望を大きく損なわれないよう、離岸堤の形態等に配慮するとともに、背後地や利用状況等に応じ、護岸を緩やかな勾配とするなど、親水性を高めるよう配慮する。

農地，森林

農地や森林地域の整備に当たっては、のどかで穏やかな景観を形成する農地と低層の住宅の集まる集落，防風林，屋敷林等や自然性を感じさせる雄大な変化に富んだ起伏や緑深い森林，生息する動物や鳥などが見られるよう，周囲の建物や樹林との調和・連続性を考慮した建築物・工作物の整備に努めるほか，それぞれの地域や自然環境等の保全に配慮する。

(1) 農地

田園を形成している農地やその周辺の緑をできる限り保全し，水路やため池等においては，その構造物が周辺の景観に調和できるよう配慮する。また，屋敷林等の樹林や棚田等の優れた景観がある場合は，これらを保全し，生かせるよう配慮する。

(2) 森林

主要な眺望点から眺望される場所では，森林整備により良好な森林環境の保全に努め，地域の景観の形成・保全に配慮する。

公園等

自然公園，都市公園等については，憩いの場，自然とのふれあいと探勝の場，野外レクリエーション活動の場として利用されているが，公園等の整備に当たっては，地域の自然，歴史，文化等の特性を統一するとともに，地域の快適な環境づくりに努める。

(1) 全体計画

公園等の周囲にある道路，河川等の公共施設との連続性に配慮するとともに，地域の生態系に配慮する。

(2) 公園施設等

園路，広場，休憩所，遊具等の公園施設等の素材は，維持管理を考慮した上で，できる限り自然素材を用いるとともに，公園施設等の形態，意匠及び色彩は，自然公園にあっては，地域の地形及び自然に馴染むよう工夫し，都市公園等にあっては，周辺の景観に配慮しつつ，公園等の特徴を生かすよう工夫する。

(3) 建築物等（次項目の公共建築物以外の基準）

自然公園内の建築物等の形態，意匠及び色彩は，地域の地形及び自然に馴染むよう工夫し，都市公園等内の建築物等の形態，意匠及び色彩は，周辺の景観に配慮するとともに，公園等の特徴を生かすよう工夫する。

(4) 緑化

公園等の植栽は，在来樹種などを主体とした地域に適した種類を選定するとともに，既存植生の保存，活用に努める。

(5) その他

ア 垣及び柵については，生け垣等の活用に努め，周辺の景観との調和に配慮する。

イ 公園等の敷地内においては，原則として電線類を地中化する。

公共建築物

行政サービス施設，県営住宅，集会施設，学校施設，供給処理施設等の建築物等(以下「公共建築物」という。)は，地域生活と深い関わりを持ち，地域の風土，歴史及び文化等の地域特性や周辺の景観との調和に配慮する。

(1) 位置

ア 公共建築物の位置は，景観形成上重要な地域の良好な景観を損なうことのないよう，また，主要な展望地からの眺望の妨げにならないよう配慮する。

イ 敷地内の建築物及び工作物間相互の調和と全体的なまとまり，周辺の景観との調和に配慮する。

(2) 形態，意匠及び色彩

ア 周辺の景観との調和に配慮し，全体的に違和感のないまとまりのある形態，意匠及び色彩とする。

イ 高架水槽等公共建築物本体に附属する部分は，主要な展望地又は道路から見えない位置に設置するとともに，公共建築物本体と一体化し，又は調和したものとなるよう努める。

(3) 素材

ア 地域性のある素材の活用に努める。

イ 耐久性及び維持管理に優れた素材の活用に努める。

(4) 敷地の緑化

樹木の配置や樹種の構成を工夫するなど，周辺の景観との調和に配慮した植栽を行うよう努める。

(5) 附属施設

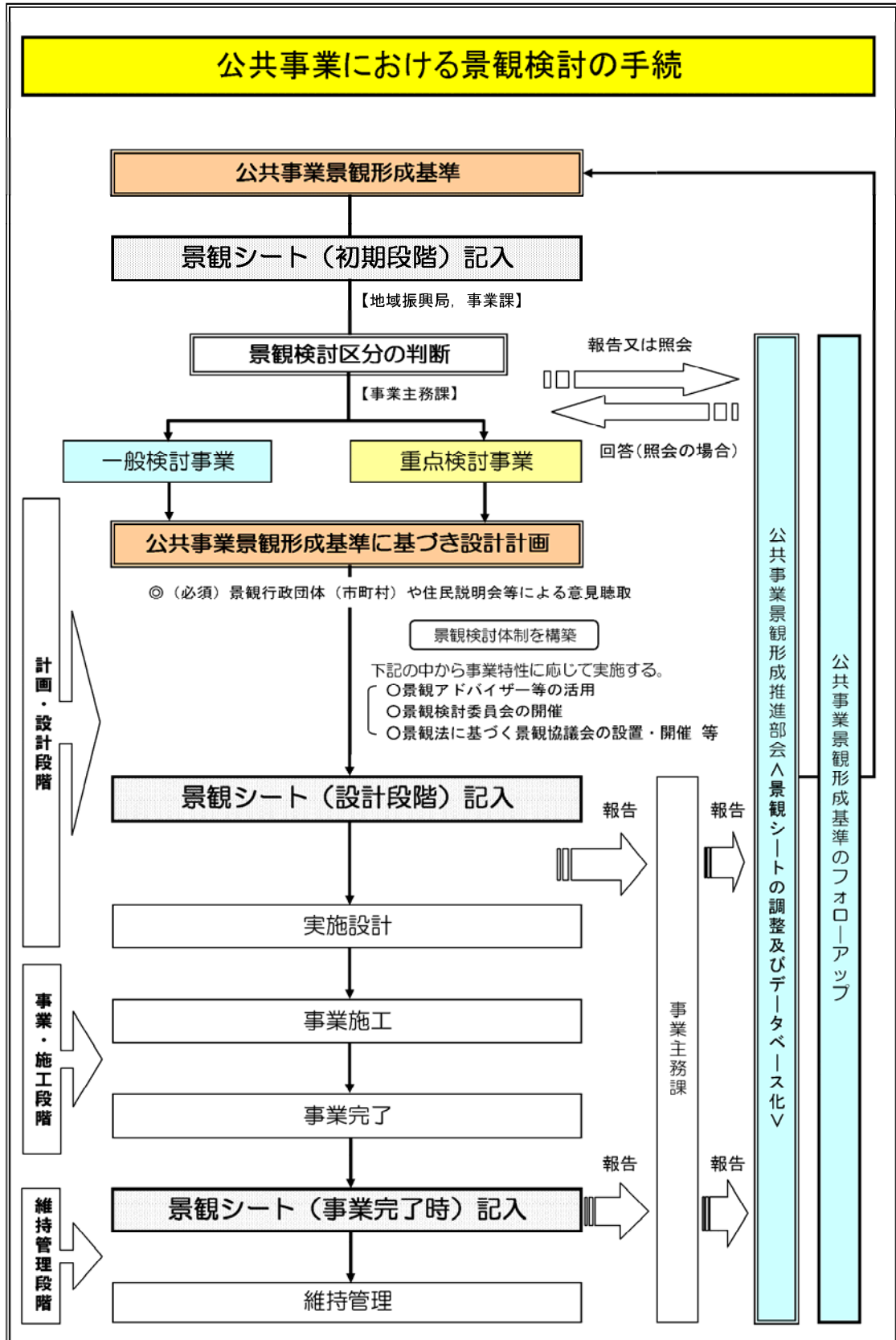
車庫，倉庫，污水处理施設等の附属施設の位置，形態，意匠，素材及び色彩は，敷地内及び周辺の景観との調和，公共建築物本体との調和に配慮する。

(6) その他

敷地内においては，電線類の地中化に努める。

第8 公共事業の景観検討

公共事業の良好な景観の形成を図るため、基本的には次のフローにより実施する。



その他参考資料

目次

景観法の概要	16
鹿児島県景観条例	20
鹿児島県景観基本方針	23
公共事業に関する分野別の景観形成ガイドライン	30
鹿児島県景観アドバイザー一覧	33
鹿児島県の景観行政団体一覧	34
かごしま都市デザイン会議 提言	35

景観法の概要

景観法の必要性

現行の取組み

- 500弱の地方公共団体が自主条例として景観条例を制定するなど、地方公共団体において積極的に景観の整備・保全の取組みを行っている。

現行の取組みの限界

- 景観を整備・保全するための国民共通の基本理念が未確立
- 自主条例に基づく行為の届出勧告等のソフトな手法の限界
⇒ 景観をめぐる訴訟の提起
- 地方公共団体による自主的取組みに対する、国としての税・財政上の支援が不十分

「美しい国づくり政策大綱」
(平成15年7月国土交通省)

全国景観会議や景観形成推進協議会等による要望

「観光立国行動計画」
(平成15年7月観光立国関係閣僚会議)

「『都市景観の日』中央行事2003年宣言」

必要性

- 景観を正面から捉えた基本的な法制を整備し、
 - ・ 景観を整備・保全するための基本理念の明確化
 - ・ 国民・事業者・行政の責務の明確化
 - ・ 景観形成のための行為規制を行う仕組みの創設
 - ・ 景観形成のための支援措置の創設 等

により、**景観の意義やその整備・保全の必要性を明確に位置付けるとともに、地方公共団体に対し、いざという場合の一定の強制力を付与することが必要**

基本理念

良好な景観は、美しく風格のある国土の形成と潤いのある豊かな生活環境の創造に不可欠なものであることにかんがみ、国民共通の資産として、現在及び将来の国民がその恵沢を享受できるよう、その整備及び保全が図られなくてはならない

良好な景観は、地域の自然、歴史、文化等と人々の生活、経済活動等との調和により形成されるものであることにかんがみ、適正な制限の下にこれらが調和した土地利用がなされること等を通じて、その整備及び保全が図られなければならない

地域において積み重ねられてきた暮らしやコミュニティ等

人々の生活や経済活動等に支障をきたすような過度の制限ではないこと

良好な景観は、地域の固有の特性と密接に関連するものであることにかんがみ、地域住民の意向を踏まえ、それぞれの地域の個性及び特色の伸長に資するよう、その多様な形成が図られなくてはならない

画一的な整備を行うのではなく

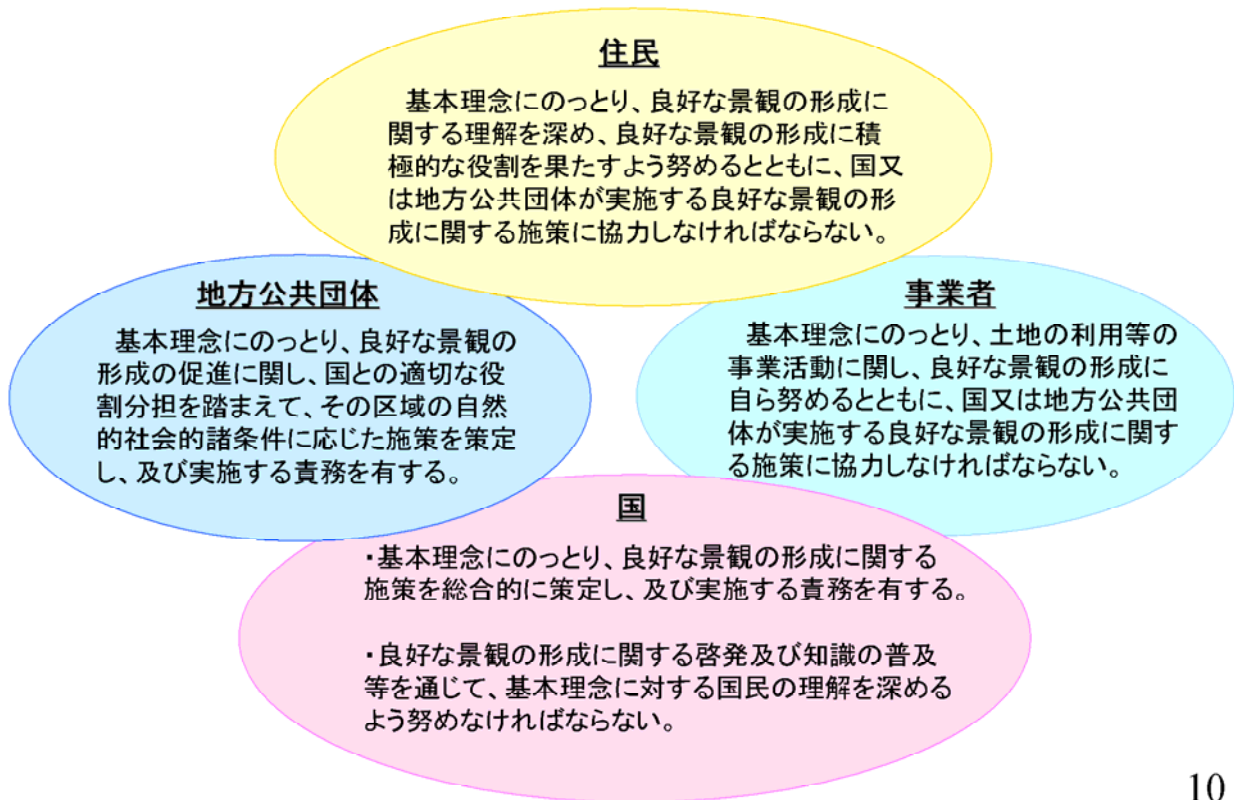
良好な景観が形成されることにより、地域の魅力が増進、創出されるものであることから、観光等の地域間の交流の観点からも、美しい景観づくりに大きな期待

良好な景観は、観光その他の地域間の交流の促進に大きな役割を担うものであることにかんがみ、地域の活性化に資するよう、地方公共団体、事業者及び住民により、その形成に向けて一体的な取組がなされなければならない

良好な景観の形成は、現にある良好な景観を保全することのみならず、新たに良好な景観を創出することを含むものであることを旨として、行われなければならない

大規模な土地利用の転換を図るべき地区における再開発事業や、シンボルロード、駅周辺整備等の地域の顔を創出し、再整備する事業、住商混在の既成市街地等における地域再生の取組等

責務



10

景観行政団体

景観行政を一元化し、やる気のある市町村が景観行政の担い手となるように措置

「景観行政団体」とは、景観行政を担う主体
政令市、中核市、都道府県は自動的に景観行政団体となり、
その他の市町村は、都道府県知事との協議・同意により景観行政団体になることが可能

【運用指針】

良好な景観の形成は、**居住環境の向上等住民の生活に密接に関係**
地域の特色に応じたきめ細かな規制誘導方策が有効

基礎的自治体である市町村が中心的な役割を担うことが望ましい。

これまで、**実態として都道府県、市町村がそれぞれに取組を推進**
市町村の体制等が十分でない場合もある

都道府県、市町村ともに景観行政を担い得るとした上で、同一の行政区域について、都道府県及び市町村が重複して二重に行政を行う事態を避けるために、そのいずれかが景観行政団体として、景観行政を一元的に担うこととした

その他の市町村が景観行政団体になるために必要な手続

- 都道府県との協議・同意
- 景観行政団体となる日の30日前までに公示(法第7条7項)

<公示する事項>

- ・景観行政団体になる旨
- ・景観行政団体になる日

11

都道府県との協議・同意について

【運用指針】

市町村が景観行政を担当する意欲を持ち、都道府県との協議を求めた場合

市町村の体制上明らかに景観行政が担えない等の例外的な場合を除く

原則的に都道府県は同意することが望ましい

特に、現在、景観条例を策定している市町村等既に景観行政を積極的に推進している市町村の場合

原則的に同意すべき

次ページ

広域的な景観形成の検討が必要な場合*等の都道府県との協議に必要な資料

○市町村が実施する景観形成施策の方向性を示す内容やスケジュールなど

都道府県との協議・同意を行った市町村

平成17年6月1日現在 37市町

日光市、真鶴町、平塚市、市川市、小田原市、大磯町、各務原市、多治見市、萩市、別府市、志摩町、佐賀市 ほか

助成等の任意の施策については、引き続き都道府県が、従来どおり実施可能

※景観行政団体が都道府県から市町村へ移行する場合の景観計画の取り扱いについて

景観計画は、都市計画と同様

市町村合併や、都道府県から市町村へ移行しても、自動的に消滅しない

市町村が景観行政団体となった日から、当該景観行政団体が景観計画を変更するまでの間は、都道府県が、従前に策定した景観計画のうち当該市町村に係る部分が、当該景観行政団体の景観計画となる。

新たに景観行政団体となる市町村は、**法委任条例を、新たに景観行政団体となる日までに定め、同日に施行する等、適正かつ円滑な移行に留意が必要**

12

景観計画

景観計画とは、景観行政団体が、景観行政を進める場として定める基本的な計画

良好な景観の形成に関する事項を横断的かつ一体的に定めることが可能

また、景観重要建造物、景観重要樹木、景観協議会、景観協定等の規制誘導の仕組み、住民参加の仕組み等の景観法に基づく措置は、景観計画区域内を対象

【景観計画に定める事項】

必須事項

- 景観計画区域
- 景観計画区域における良好な景観の形成に関する方針
- 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項
- 景観重要建造物又は景観重要樹木の指定の方針
(当該景観計画区域内にこれらの指定の対象となる建造物又は樹木がある場合に限る。)

選択事項

- 屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項
- 景観重要公共施設の整備に関する事項
- 景観重要公共施設の占用等の基準
- 景観農業振興地域整備計画の策定に関する基本的な事項
- 自然公園法の許可の基準

○景観計画の図書

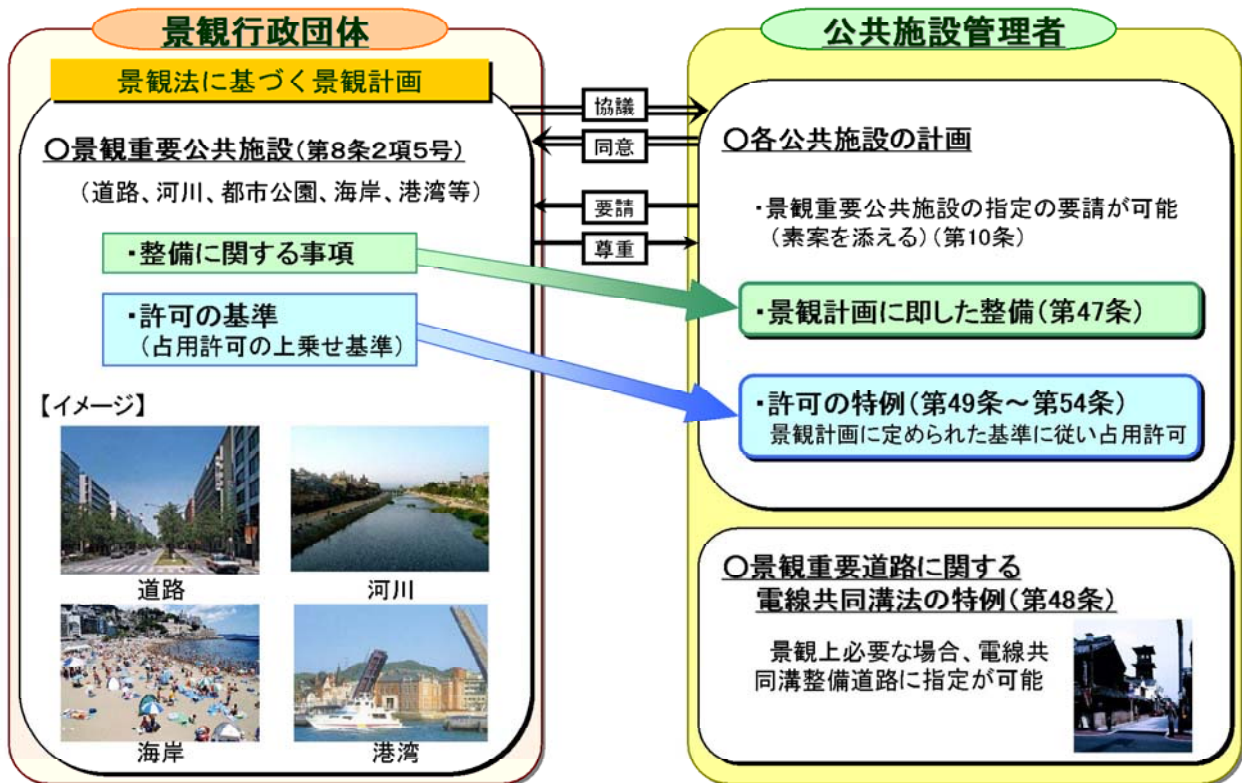
土地に関し権利を有する者が、**自己の権利に係る土地が景観計画区域に含まれるかどうかを容易に判断することができるよう、景観行政団体が定める方法により表示する図面**
(※原則として縮尺2,500分の1程度)

景観は、建築物、工作物のみならず、屋外広告物、公共施設、農地、森林、自然公園等の様々な事物が横断的にかかわってなされるもの

良好な景観の形成の推進のためには、これらの全てを景観計画において一体的に位置付け、調和のとれた推進を図ることが有効

16

景観重要公共施設



41

景観協議会

住民・事業者と関係行政機関等とが協力して取り組む場の提供

- 景観行政団体、景観重要公共施設管理者、景観整備機構が組織できる協議会
- 必要に応じ、関係行政機関、公益事業者、住民などを加えることが可能
- 協議会で決めた事柄には尊重義務が発生

【運用指針】

1の景観計画区域において複数の景観協議会を組織することも可能

広域的な観点から良好な景観形成を推進する場合には、互いの景観協議会に他方が関係行政機関として構成員となり、二以上の景観協議会を共同開催するなど一体的な運用も考えられる。

例: シンボルロードなどの景観重要公共施設と周辺のまちが一体となった景観形成を推進するため、景観行政団体、当該公共施設管理者、電気事業者、周辺商店街振興組合、商工会、地区住民などが参加し、景観重要公共施設としての整備方針、占用の許可の方針の検討、オープンカフェの設置・運営方法など景観形成のあり方を検討する協議会

36

鹿児島県景観条例

鹿児島県条例第62号
平成19年12月20日制定
平成19年12月25日公布

私たちの鹿児島県は、南北約600キロメートルに及び広大な県土を有し、桜島や鹿児島湾、霧島、指宿、佐多岬、屋久島、奄美の島々など雄大で美しい自然、知覧、出水等の武家屋敷群などに見られる地域固有の歴史や文化、人々の暮らし等が織り成す多彩で豊かな景観がはぐくまれてきた。

このような景観は、私たちの暮らしに潤いや活力を与え、郷土に対する誇りや愛着をはぐくむとともに、訪れる人々に地域の魅力を感じさせ、観光や人々の交流の促進に大きな役割を担ってきた。

しかしながら、近年、都市化の進展や過疎化、少子高齢化等により、都市や農山漁村において、これまでがはぐくまれてきた景観が失われる状況も見られる。

今こそ、私たちは、良好な景観の価値を改めて認識し、県民共通の資産として守り、育て、また、新たに創出していかなければならない。

都市、農山漁村それぞれの特色を生かした、また、空間的な広がりのある本県の個性豊かで良好な景観の形成を促進し、その恩恵を県民が将来にわたって享受できるようにするためには、地域の資源を生かしながら、県、市町村、県民、事業者等の多様な主体が連携し、長い年月をかけて、持続的にその形成に取り組んでいく必要がある。

ここに、私たちは、共に力を合わせて良好な景観の形成に取り組むことにより、本県の特色を生かした美しく風格のある景観をつくり、これを将来の世代に引き継いでいくことを決意し、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、良好な景観の形成に関し、基本理念を定め、県の責務並びに県民及び事業者の役割を明らかにするとともに、良好な景観の形成に関する施策の基本となる事項を定めることにより、本県の個性豊かで良好な景観の形成を促進し、もって県民生活の向上並びに地域経済及び地域社会の健全な発展に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第2条 良好な景観は、潤いのある豊かな生活環境をつくり出すこと及び郷土に対する誇りや愛着をはぐくむことに寄与するものであることにかんがみ、県民共通の資産として、現在及び将来の県民がその恩恵を享受できるよう、その整備及び保全が図られなければならない。

2 良好な景観は、地域の自然、歴史、文化等と人々の生活、経済活動等との調和により形成されるものであり、また、地域の固有の特性と密接に関連するものであることにかんがみ、地域住民の意向を踏まえ、それぞれの地域の個性及び特色の伸長に資するよう、その多様な形成が図られなければならない。

3 良好な景観は、観光その他の地域間の交流の促進に大きな役割を担うものであることにかんがみ、地域の活性化に資するよう、県、市町村及び県民等（県民、事業者及びこれらの者の組織する団体をいう。以下同じ。）により、共生と協働（相互に特性や役割を認識し、及び尊重し合いながら、対等な立場で、協力することをいう。）を旨として、その形成に向けて一体的な取組がなされなければならない。

(県の責務)

第3条 県は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、良好な景観の形成に関する総合的かつ広域的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(県民の役割)

第4条 県民は、基本理念にのっとり、良好な景観の形成に関する理解を深め、良好な景観の形成に取り組むとともに、県又は市町村が実施する良好な景観の形成に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第5条 事業者は、基本理念にのっとり、土地の利用等の事業活動に関し、良好な景観の形成に自ら努めるとともに、県又は市町村が実施する良好な景観の形成に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(市町村への要請等)

第6条 県は、良好な景観の形成の促進における市町村の役割の重要性にかんがみ、市町村に対し、その区域の特性に応じた良好な景観の形成に関する施策を策定し、及び実施すること並びに県が実施する良好な景観の形成に関する施策に協力することを求めるものとする。

2 県は、市町村が実施する良好な景観の形成に関する施策を支援するため、情報の提供及び技術的助言を行うよう努めるものとする。

3 知事は、市町村が良好な景観の形成に関する施策を策定し、及び実施するために参考となる事項を内容とする指針を作成するものとする。

(基本方針)

第7条 知事は、良好な景観の形成に関する総合的かつ広域的な施策の推進を図るため、良好な景観の形成に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 良好な景観の形成の目標に関する事項
- (2) 良好な景観の形成に関する施策に関する基本的な事項
- (3) 広域的な良好な景観の形成に関する事項
- (4) 県が設置し又は管理する施設及びその周辺の地域における良好な景観の形成に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、良好な景観の形成に関する総合的かつ広域的な施策を推進するために必要な事項

- 3 知事は、景観をめぐる情勢の変化により必要が生じたときは、基本方針を変更するものとする。
- 4 知事は、基本方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。基本方針を変更したときも、同様とする。

(普及啓発)

第8条 県は、良好な景観の形成の必要性について、県民等の理解を深めるため、普及啓発に努めるものとする。

(県民等に対する支援)

第9条 県は、県民等による良好な景観の形成に関する取組を促進するため、情報の提供その他の必要な支援を行うよう努めるものとする。

(表彰)

第10条 知事は、良好な景観の形成に特に功績があったものに対し、表彰を行うものとする。

(公共事業の実施に関する基準)

第11条 知事は、良好な景観の形成に配慮した公共事業の実施に関する基準を定めるものとする。

- 2 県は、前項に規定する基準に従って、公共事業を実施するものとする。

附 則

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

鹿児島県景観形成基本方針

第1 基本方針の位置付けと役割

- 1 基本方針の位置付け
- 2 基本方針の役割

第2 良好な景観の形成の目標

- 1 本県の景観形成の必要性
- 2 本県の景観資源
- 3 目指すべき目標

第3 良好な景観の形成に関する施策の基本的な事項

- 1 基本的な考え方
- 2 県・市町村・県民等の役割
- 3 県の施策

第4 広域的な良好な景観の形成に関する事項

- 1 基本的な考え方
- 2 ゾーン別の方向性

第5 県が設置し又は管理する施設及びその周辺の地域における良好な景観の形成に関する事項

- 1 県が設置し又は管理する施設のあり方
- 2 周辺地域の景観形成

第6 その他、良好な景観の形成に関する総合的かつ広域的な施策を推進するために必要な事項

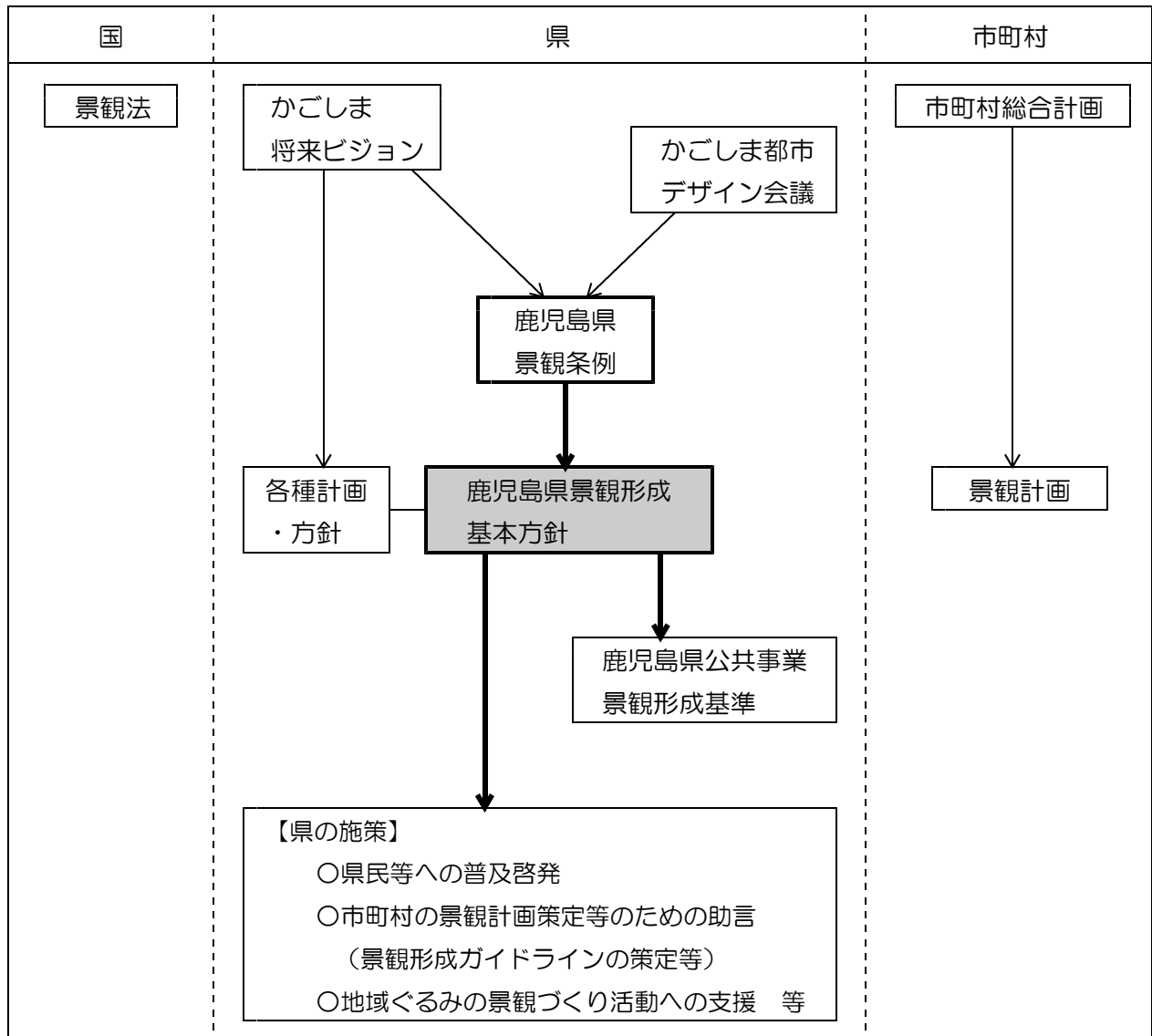
- 1 県の体制の整備
- 2 基本方針の変更

第1 基本方針の位置付けと役割

1 基本方針の位置付け

鹿児島県景観形成基本方針（以下「基本方針」という。）は、鹿児島県景観条例（以下「景観条例」という。）第7条に基づき、県の良い景観の形成に関する総合的かつ広域的な施策の推進を図るために定めるものであり、景観法、景観に係る県の計画・方針及び市町村の景観計画と連携する。

〈基本方針の位置付けのイメージ〉



2 基本方針の役割

基本方針は、良好な景観の形成の目標に関する事項や施策に関する基本的な事項等を定めるものであり、県が、総合的かつ広域的な景観形成の施策を策定・実施する際の方針であるとともに、市町村がその区域の特性に応じた景観形成の施策を策定・実施する際の目安としての役割を有するものである。ただし、市町村独自の取組を妨げるものではない。

第2 良好な景観の形成の目標

1 本県の景観形成の必要性

本県の景観を取り巻く環境や人々の価値観の変化等を踏まえると、本県における景観形成の必要性については、次のように捉えることができる。

- 効率性に加え、美しさや快適さも兼ね備えた誇りの持てるまちの景観を創造する必要がある。
- 農地や山林等が適正に維持されたふるさとの風景を守り、育てる必要がある。
- 自然環境の保全と密接に関連する自然景観の保全と、その活用を図る必要がある。
- 観光・交流の促進のため、都市と自然、歴史・文化が相まった本県ならではの景観をつくっていく必要がある。

2 本県の景観資源

- 南北600kmに及び県土
多様な気候帯，豊かな動植物 等
- 雄大で美しい自然
多くの火山，長大な海岸線 等
- 特色ある歴史・文化
武家屋敷群，明治維新期の偉人の輩出 等
- 自然に囲まれた街や農山漁村
海や山と共に一望できる都市，棚田 等

3 目指すべき目標

○ 雄大で美しい自然を生かした景観づくり

山・川・海などの豊かな自然を生かし、広がりを感じさせる景観をつくとともに、都市と雄大な自然が相まった眺望の保全を図る。

○ 地域固有の歴史や文化を生かした景観づくり

地域固有の歴史資源等を生かし、歴史や文化を感じさせるような調和のとれた景観をつくる。

○ 人々の生活や営みが調和した景観づくり

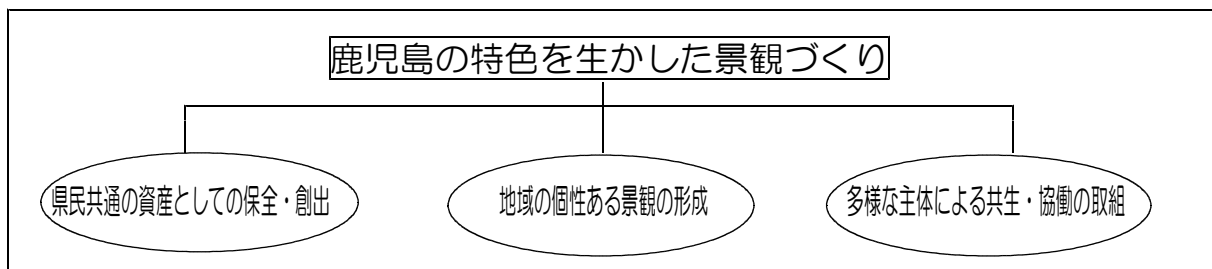
人々の生活や経済活動が調和した都市の景観をつくとともに、農業等の営みと自然とが織り成す農村等の風景を守り、育てる。

第3 良好な景観の形成に関する施策の基本的な事項

1 基本的な考え方

本県の特徴を生かした良好な景観の形成を図るためには、地域の資源を生かしながら、県、市町村、県民、事業者等の多様な主体が連携し、長い年月をかけて、持続的にその形成に取り組んでいく必要がある。

このことから、次のとおり、基本理念に基づき、景観形成に取り組むこととする。



(1) 県民共通の資産としての保全・創出

良好な景観は、潤いのある豊かな生活環境をつくり出すこと及び郷土に対する誇りや愛着をはぐくむことに寄与するものであることにかんがみ、県民共通の資産として、現在及び将来の県民がその恩恵を享受できるよう、その整備及び保全を図られなければならない。

本県は、雄大な自然など他地域にも誇れる景観資源を有することから、これらを生かし、かごしまらしい景観をつくり、これを将来の世代に引き継いでいくこととする。

(2) 地域の個性ある景観の形成

良好な景観は、地域の自然、歴史・文化等と人々の生活、経済活動等との調和により形成されるものであり、また、地域の固有の特性と密接に関連するものであることにかんがみ、地域住民の意向を踏まえ、それぞれの地域の個性及び特色の伸長に資するよう、その多様な形成が図られなければならない。

本県は、広大な県土の中に、多様な自然、歴史・文化等を有することから、これらを生かし、それぞれの地域の個性ある景観の形成を促進することとする。

(3) 多様な主体による共生・協働の取組

良好な景観は、観光その他の地域間の交流の促進に大きな役割を担うものであることにかんがみ、地域の活性化に資するよう、県、市町村及び県民等により、共生と協働を旨として、その形成に向けて一体的な取組がなされなければならない。

本県においては、観光・交流の促進や地域の活性化を図る必要があることから、県、市町村、県民、事業者、景観整備機構、NPO等の多様な主体の連携を図りながら、景観形成に取り組むこととする。

2 県・市町村・県民等の役割

(1) 県の責務

良好な景観の形成を図るためには、広範な分野、また、広域的なエリアにわたって施策を展開する必要がある。

このことから、県は、景観条例に定める基本理念にのっとり、良好な景観の形成に関する総合的かつ広域的な施策を策定し、及び実施することとする。

(2) 市町村への要請

良好な景観の形成は、居住環境の向上等住民の生活に密接に関係するものであり、また、地域の特色に応じたきめ細かな規制誘導方策が有効であることから、市町村がその中心的な役割を担うことが望ましい。

このため、市町村は、その区域の特性に応じた良好な景観の形成に関する施策を策定し、実施することが望まれ、なるべく早い時期に景観法に基づく景観行政団体になり、景観法や都市計画法、屋外広告物条例等に基づく規制・誘導等により、良好な景観の形成を着実に推進することが望まれる。

さらに、山・川・海など一体性・連続性を考慮しながら広域的な良好な景観の形成を行う際には、市町村の区域を越えて連携を図ることが望まれる。

(3) 県民の役割

県民は、良好な景観が生活の質の向上や観光・交流の活性化につながることで、また、自らの取組が地域の景観の形成のために重要であることについて理解を深めるとともに、地域の景観の将来像についての話し合いや景観形成の取組に参加するよう努めることとする。

また、公共事業の実施に当たっての説明会等に積極的に参加するなど、県や市町村が実施する景観形成の施策に協力するよう努めることとする。

さらに、地域づくり団体、NPO等は、地域における景観形成の先導的な役割を担うものであり、住民等と連携した積極的な取組に努めることとする。

(4) 事業者の役割

事業者は、土地の利用等の事業活動が、比較的規模の大きいものが多く、地域の景観に大きな影響を与えることから、事業活動を行うに当たっては、良好な景観の形成に自ら努めるよう努めることとする。

また、県や市町村が実施する地域の景観形成の施策に、県民と一体となって協力するよう努めることとする。

3 県の施策

県は、市町村が景観法に基づく景観行政団体になるよう積極的に働きかけを行うとともに、県民等への普及啓発、市町村の景観計画策定等への助言、県民等の自主的な取組の促進などを行い、また、県自らの事業の実施において景観に配慮するなど、総合的に景観形成の施策を推進することとする。

(1) 市町村、県民等の取組の促進

① 普及啓発

県民等が良好な景観の形成の必要性について理解を深め、地域における景観形成の取組が促進されるよう、景観セミナーの開催や、優れた取組への表彰の実施など、普及啓発に努める。

② 市町村に対する支援

市町村の景観計画の策定等に対し、県は、景観形成ガイドラインに基づき助言を行うとともに、景観アドバイザーを派遣するなど、支援を行う。

③ 県民等に対する支援

県民等による地域の景観の将来像についての話し合いや景観形成の取組等が活発に行われるよう、地域ぐるみの景観づくり活動への支援や景観アドバイザーの派遣等の支援を行う。

(2) 県自らの事業の推進

① 景観に配慮した公共事業の推進

道路・河川・港湾の整備等の公共事業は、規模が大きいものが多く、長期にわたり地域の景観に大きな影響を与えることから、公共事業の実施に当たっては、機能性・安全性等との調和を図りつつ、地域の景観に十分配慮するよう努めることとする。

② その他、各般の事業実施における景観への配慮

景観形成は、都市計画、建築、屋外広告物、緑化、観光など、広範な分野に関連するものであることから、県が行う各般の施策の実施に当たっては、地域の景観に配慮することとする。

第4 広域的な良好な景観の形成に関する事項

1 基本的な考え方

山・川・海など一体性・連続性を考慮しながら広域的な良好な景観の形成を行うためには、関係市町村間の連携を図ることが必要である。

このためには、景観法に基づく景観協議会や任意の協議会等を活用することが有効である。県としては、このために必要な調整や助言等を行うこととする。

2 ゾーン別の方向性

本県の特徴的な景観資源を生かし、主なゾーンにおいて、次のような視点に立ち、広域的な景観形成を図ることとする。

① 桜島・錦江湾ゾーン

調和のとれたまちなみと雄大な活火山、静穏な海域が一体となった景観づくり

② 霧島ゾーン

高い山の連なりや広大な高原、歴史・文化を生かした景観づくり

③ 屋久島ゾーン

世界的に貴重な植生や海にそびえ立つ山岳の地形等を生かした景観づくり

④ 奄美ゾーン

島を取り囲む海岸の連続性や特色のある生態系を生かした景観づくり

第5 県が設置し又は管理する施設及びその周辺の地域における良好な景観の形成に関する事項

1 県が設置し又は管理する施設のあり方

県が設置し又は管理する施設は、周辺の景観に大きな影響を与えることから、その設置及び管理に当たっては、関係市町村の景観計画との整合を図るなど、地域の意向を十分踏まえるものとする。

2 周辺地域の景観形成

県が設置し又は管理する施設は、公共性が高く、県のシンボルとなる施設であり、本県の景観づくりのイメージ形成に大きな影響を与えることから、周辺地域の景観形成に当たっては、関係市町村や事業者等に対して、必要に応じて景観形成の取組に対する協力を求めるものとする。

第6 その他、良好な景観の形成に関する総合的かつ広域的な施策を推進するために必要な事項

1 県の体制の整備

景観形成を総合的かつ計画的に推進するために、庁内の景観関係課で構成する「景観形成推進連絡会議」を充実し、景観形成の推進に関する連携を図るものとする。

また、景観形成に大きな影響を与える公共事業の実施に当たっては、「公共事業景観形成推進部会」を充実し、良好な景観の形成に配慮した公共事業の実施に関する関係部局相互の連携を図る。

2 基本方針の変更

社会経済情勢及び景観を取り巻く環境の変化に迅速かつ柔軟に対応するため、必要に応じて基本方針を変更するものとする。

基本方針の変更に当たっては、広報広聴手段の活用等により、県民意識の把握に努めるとともに、国及び市町村等との調整を図ることとする。

公共事業に関する分野別の景観形成ガイドライン

< 国が制定したガイドライン等 >

航路標識整備事業景観形成ガイドライン (平成16年3月 海上保安庁交通部)

このガイドラインは、航路標識整備事業において、従来から取り組んできた、航路標識等の設置環境に配慮した景観形成の一層の充実を図ることを目的としている。

官庁営繕事業における景観形成ガイドライン (平成16年5月 国土交通省官庁営繕部)

このガイドラインは、景観に支店において、官庁営繕部の技術基準等との整合を図りながら項目を整理し、それぞれの項目ごとに周辺のまちなみや自然の景観に配慮した美しい景観を創造していくための事例集となっている。

美の里づくりガイドライン (平成16年8月 農林水産省農村振興局)

このガイドラインは、「美しい農村漁村づくりの主役は住民自身である」ことを基本的視点として、住民参加の実践テクニックも含めたプロセスやデザインコードを用いた地域のアイデンティティ探しについて解説するとともに、美しい農産漁村と農林漁業、自然環境・伝統文化の保全や都市と農村漁村の交流が果たす役割について解説している。

道路デザイン指針(案) (平成17年3月 国土交通省道路局)

この指針(案)は、安全・円滑・快適に加えて、景観面での美しさを備えた道路の整備に関する一般的技術的指針を定め、その合理的な構想・計画、設計・施工、管理に資することを目的としたものである。

景観形成ガイドライン「都市整備に関する事業」(案)

(平成17年3月 国土交通省都市・地域整備局)

このガイドライン(案)は、市街地再開発事業、土地区画整理事業、街路事業、都市公園事業、下水道事業などの都市整備に関する事業を対象としており、これらの事業に携わる実務者が活用するものとして、事業により良好な都市景観を如何にして具体化するかという道筋を示し、都市整備に関する事業における景観形成の基本的考え方、実践的方策、具体事例を示し、共通認識を図るものである。

住宅・建築物等整備事業に係る景観形成ガイドライン

(平成17年3月 国土交通省住宅局)

このガイドラインは、地方公共団体等の公的事業者及び民間事業者が国の補助金、まちづくり交付金又は地域住宅交付金を受けて実施する、公営住宅等整備事業、住宅地区改良事業等の住宅・建築物等の整備事業を対象としている。

港湾景観形成ガイドライン

(平成17年3月 国土交通省港湾局)

このガイドラインは、港湾景観形成に関する現状と課題、港湾景観の持つ本来的な特質を踏まえ、今後、港湾における景観形成の積極的な推進に資するべく、国、港湾管理者、地方公共団体、民間事業者、NPOや市民等、港湾に関する幅広い主体に活用される参考図書として作成されたものです。

海岸景観形成ガイドライン

(平成18年1月 国土交通省河川局・港湾局，農林水産省農村振興局・水産庁)

このガイドラインは、良好な海岸景観の形成を図ることを目的とし、海岸保全や背後地の計画・設計・整備に携わる行政関係者やまちづくりに関わる市民等が、海岸と生活との関わりを見直し、かいがんの潜在的な魅力や課題を発見し、地域の価値向上を図るためにの海岸の整備や取り組みの方策を示すものである。

農業農村整備事業における景観配慮の手引き

(平成18年5月 農林水産省農村振興局)

この手引きは、「水とみどりの「美の里」プラン21」において、農業農村整備事業における景観配慮が原則化されたことを踏まえ、農村景観の現状や美しさの捉え方などの解析手法を整理し、保全・形成を適切に行うための景観設計に必要な調査、計画、設計等の考え方及び手法を解説している。

河川景観ガイドライン「河川景観の形成と保全の考え方」

(平成18年10月 国土交通省河川局)

このガイドラインは、それぞれの河川や地域の自然・歴史・文化・生活にふさわしい河川景観の形成や保全を図ることを目的として川づくりに関わる人々が、河川及び河川景観の成り立ちや特性を学び、河川景観の形成と保全についての方針や計画を定め、設計、整備、維持管理等を行うために、必要な視点、考える手順、整理すべき情報、活用すべき手法等を示したものである。

砂防関係事業における景観形成ガイドライン

(平成19年2月 国土交通省砂防部)

このガイドラインは、砂防関係事業に伴い、事業予定箇所及びその周辺において良好な景観を形成するために、当該事業に携わる者が、いつ、何を、いかに、なすべきかを体系的に示すものである。

国土交通省所管公共事業における景観検討の基本方針(案)

(平成19年4月1日)

この基本方針は国土交通省所管の公共事業において、適切な景観評価を含む景観検討を実施するため、当該事業の影響が及ぶ地域住民その他関係者や学識経験者等の意見を聴取しつつ事業を実施するための手順と体制を定めている。

< 鹿児島県が制定したガイドライン等 >

「道路景観整備マニュアル(案)」	昭和62年頃
「錦江湾ウォーターフロント景観形成マニュアル」	平成 4年 3月
「屋久島環境文化村マスタープラン」	平成 4年11月
「錦江湾ウォーターフロント土木構造物デザインガイド」	平成 6年 3月
「霧島景観形成マスタープラン」	平成 6年 3月
「鹿児島まちなみデザインマニュアル」	平成 6年 3月
「かごしまの建築・まちなみ108景」	平成 8年 3月
「かごしまの公共建築」	平成 9年11月
「環境基本計画」	平成10年 3月
「かごしまの農業農村整備環境対策指針」	平成10年度
「景観ハンドブック(事業紹介編),(取組事例紹介)」	平成12年 3月
「美しい山河を守る災害復旧事業に関する手引き(案)」	平成12年 6月
「県溪流環境整備計画」	平成13年 3月
「県住宅マスタープラン」	平成13年 3月
「かごしま新観光戦略21」	平成14年 3月
「新グリーンプラン21」	平成14年 3月
「かごしま環境共生住宅ガイドブック」	平成14年 3月
「鹿児島県景観形成ガイドライン」	平成20年 3月

鹿児島県景観アドバイザー一覧	
	2008.5現在
氏名, 職, 経歴	
梶原 知治 (かじはら ともはる)	鹿児島県建築設計監理事業協同組合技術顧問元県建築技監 県まちなみデザインマニュアル策定委員, かごしま建築・まちなみ108景選定委員
木方 十根 (きかた じゅんね)	鹿児島大学工学部 准教授 奄美市・北部奄美観光交流拠点施設整備事業計画委員会座長, 日本建築学会まちづくり支援建築会議 会員
石田尾 博夫 (いしだお ひろお)	第一工業大学 教授 県景観条例等策定検討委員会委員長, 前南のふるさとづくり推進協議会会長
東條 正博 (とうじょう まさひろ)	株式会社東條設計 代表取締役 県景観条例等策定検討委員会委員, 元第一工業大学非常勤講師, 中小企業事業団商店街シニアアドバイザー
古川 稔 (ふるかわ みのる)	株式会社アーキ・プラン 代表取締役 住宅品質確保促進法鹿児島県総括アドバイザー, 日本建築家協会鹿児島会 相談役
森重 匡世 (もりしげ たたとし)	株式会社フォーエム 代表取締役 社団法人鹿児島県工業倶楽部理事, NPO法人鹿児島デザイン協会元会長, 鹿児島市中小企業アドバイザー
四本 誠 (よつもと まこと)	有限会社サカ工巧芸社 代表取締役 社団法人鹿児島県広告協会会長, 県屋外広告審議会委員, 屋外広告士
堀田 満 (ほった みつる)	前鹿児島県立短期大学学長, 鹿児島大学名誉教授 県環境審議会委員, 県希少野生生物調査検討委員(植物担当), 環境省希少野生生物調査検討委員
室園 利博 (むろぞの としひろ)	有限会社ランドグリーン取締役, 樹木医 日本樹木医会員, 日本造園学会員, 日本造園修景協会員, 西日本短期大学非常勤講師
日高 一富 (ひだか かずとみ)	樹木医 日本樹木医会員, 県グリーンマスター, 県森林インストラクター, 環境省環境カウンセラー
浜本 奈鼓 (はまもと なこ)	特定非営利法人くすの木自然館専務理事 県景観条例等策定検討委員会委員, 農林水産省農地・農業用水等の資源保全施策検討委員会

鹿児島県の景観行政団体一覧

2008.5現在

市町村名	景観行政団体になる日	備考
景観法第7条第1項の規定に基づく中核市		
鹿児島市	景観法施行日	
景観法第7条第1項の規定に基づく県知事同意による		
さつま町	平成18年12月1日	
霧島市	平成18年12月1日	
出水市	平成19年3月13日	
南種子町	平成19年3月20日	
指宿市	平成19年3月31日	
長島町	平成19年3月31日	
薩摩川内市	平成19年4月1日	
鹿屋市	平成19年4月1日	
阿久根市	平成19年4月1日	
中種子町	平成19年5月1日	
南大隅町	平成19年5月1日	
西之表市	平成19年9月1日	
志布志市	平成19年10月1日	
錦江町	平成20年3月10日	
9市 6町		【計 15市町】

景観行政団体とは、景観法（平成16年12月施行）に基づく景観行政を担う主体のことで、同法に基づく各種施策（景観計画など）を活用することで、地域の歴史、自然等を生かしたまちづくりを推進することができる団体をいう。

都道府県、政令指定都市、中核市（鹿児島市）は、景観法施行当初から景観行政団体であり、その他の市町村も知事と協議し、同意を受けることで、景観行政団体となることができます。

かごしま都市デザイン会議 提言

提言1 「桜島・錦江湾などを活かした都市景観の形成」

- ① 城山など主要な視点場からみた「錦江湾に浮かぶ桜島」と調和した都市景観の形成
- ② 身近な場からの日常的な桜島等の景観の保全
- ③ 錦江湾等からの市街地と背後の山並みの景観の保全

提言2 「美しくうるおいのあるまちなみ景観の形成」

- ① 調和のとれた美しいまちなみの形成
- ② 個性を活かした特色のある都市景観の形成
- ③ にぎわいを感じられる魅力的なまちなみの形成
- ④ 暮らしの中の身近な景観の保全と活用
- ⑤ まちなかにおける身近な緑の環境の創出
- ⑥ 派手な色彩や大規模な屋外広告物等の規制・誘導と電線類の地中化の促進

提言3 「かごしまらしい地形や自然を活かした景観の形成」

- ① 緑化の促進と水辺に親しめる臨海部の景観の形成
- ② 河川を活かした水と緑によるうるおいのある景観の形成
- ③ 市街地を取り囲む台地の崖線の緑と調和した景観の形成
- ④ 都市近郊や市街地に残る自然を活かした景観の形成

提言4 「かごしまらしい歴史・文化の継承」

- ① かごしまらしい歴史的な遺産の保全
- ② 伝統的な文化の場としての景観の保全
- ③ 石材や木材などの地域の素材を活かしたまちづくり

提言5 「公共の事業と連携した景観づくり」

- ① 良好な景観形成に配慮した公共施設の整備
- ② 良好な沿道景観等の形成

提言6 「良好な景観形成を図るため共通認識の形成」

- ① 景観まちづくりの意識の形成
- ② 景観まちづくり運動の展開

提言7 「美しいまちづくりを実現するための仕組みづくり」

- ① 景観協議会等の活用による協議の場づくり
- ② 景観条例の制定、建築物等の景観審議機関等の設置

1 鹿児島県景観形成推進連絡会議 公共事業景観形成推進部会

企画部	地域政策課
商工労働部	観光課
農政部	農村振興課, 農地整備課, 農地建設課
林務水産部	林業振興課, 森林整備課, 漁港漁場課
土木部	技術管理課, 都市計画課, 道路建設課, 道路維持課, 河川課, 砂防課, 港湾空港課, 建築課

2 鹿児島県公共事業景観技術専門懇談会

氏名	所属・職氏名
友清 貴和	鹿児島大学工学部建築学科教授
田中 尚人	熊本大学工学部社会環境工学科准教授
平 瑞樹	鹿児島大学農学部生物環境学科助教
平田 浩和	鹿児島県企画部次長
上園 次生	鹿児島県農政部農業土木技監
十島 伸一	鹿児島県林務水産部次長
安藤 司	鹿児島県土木部次長

鹿児島県公共事業景観形成基準

- 平成20年5月 -

鹿児島県景観形成推進連絡会議 公共事業景観形成推進部会
事務局 企画部地域政策課, 土木部技術管理課